

別表十二(九)

7欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

別表十二(九) 平二五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

①

保険会社等の異常危険準備金の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度

法人名

()

保 險 等 の 種 類	1						合 計
異常危険準備金の金額	2	円	円	円	円	円	円
当期利益金算入額	異常災害損失等の補てん額	3					
	同上以外の場合による益金算入額	4					
	計	5					
	(3)+(4)	5					
10年洗替前の期首異常危険準備金繰越額	6						
(2)-(5)	6						
当期積立額	7						
正味収入保険料等	8						
積立率	9	()	()	()	()	()	
積立限度額	10	円	円	円	円	円	
(8)×(9)	10						
差引積立限度超過額	11						円
(7)-(10)	11						
10年洗替前の異常危険準備金の金額	12						
(6)+(7)-(11)	12						
7欄	13						
限度超過額合計	27						
(11)+(26)	27						
期末異常危険準備金の金額	28						
(6)+(7)-(27)	28						
貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている異常危険準備金	29					
	差引	30					
	(29)-(28)	30					
	当期	31					
	前分	32					
前以	33						
前期末における差額	33						
(前期の(30))	33						

7欄

保険会社等の異常危険準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の55第1項」※1、
「同第13項」※2、
「平成25年旧措置法第68条の55第1項」※1又は
「同第13項」※2

②区分番号に、「10197」

③適用額欄に、当該別表十二(九)7欄の金額(当該金額が同表10欄の金額を超える場合には同表10欄の金額(円単位))
を記載してください。

※1 ※2に該当するもの以外
※2 企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける場合

7欄

原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の56第1項」※1又は「同第9項」※2

②区分番号に、「10198」

③適用額欄に、当該別表十二(九)7欄の金額(当該金額が同表10欄の金額を超える場合には、同表10欄の金額(円単位))
を記載してください。

※1 ※2に該当するもの以外
※2 企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける場合